埼玉県生活環境保全条例規制対象物質と特定化学物質について

資料8

	（１）追加対象物質（６８物質）				埼玉県生活環境保全条例の他の有害物質規制								埼玉県生活環境保全条例　特定化学物質との対比			（２）削除理由						削除候補物質（案）（１６物質）	除外の理由（または今回独自物質に追加しない理由）
	（１）追加対象物質				①ばい煙に係る人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（９物質）	②有害大気汚染物質（１７物質）	③汚水等に係る人の健康に係る被害を生ずる恐れがある物質（４１物質）	④－１特定有害物質（土壌）（３６物質）	④－２特定有害物質（水）（４１物質）	⑤事故時の措置に係る物質（大気：３１物質、汚水等：４１物質）			第一種指定化学物質	第二種指定化学物質	独自物質（４４物質）	① 新PRTR	② 追加基準外	③ 選定時除外	④ 既PRTR	⑤ 使用禁止	⑥ 使用実態なしと推定		
											大気	汚水等											
1	カドミウム及びその化合物				カドミウム及びその化合物		カドミウム及びその化合物	カドミウム及びその化合物	カドミウム及びその化合物	カドミウム及びその化合物	○	○	カドミウム及びその化合物(75)	－	－				●			－	
2	塩素									塩素	○				塩素(6)							－	
3	塩化水素				塩素及び塩化水素					塩化水素	○		－	－	塩化水素（塩酸を含む。）(5)			●				塩化水素（塩酸を含む。）(5)	塩化水素：PRTR法制定の際、事故的な急性毒性の観点では選定しておらず、通常の環境濃度レベルで問題とならない有毒性として対象とされなかった（H12.2.1　議事録）。 また、大気汚染防止法の排出規制対象物質である。
4	ふっ素				ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素					ふっ素	○	○	－	－	ふっ素(32)			●				ふっ素(32)	ふっ素：PRTR法制定時、急性毒性的な意味合いの物質として選定されなかった（H11.10.8議事録）。また、「元素自体に毒性がある物質については、原則として当該元素及びそれを含む化合物全体を対象とする」としている(H11.11.4議事録）。
5	ふっ素化合物	無機ふっ素化合物	ふっ化水素 ふっ化水素の水溶塩					ふっ素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ふっ化水素 ○ ふっ化水素の水溶塩	○	ふっ化水素及びその水溶塩(374)	－ －	－ －				●			－	
6			ふっ化水素及びその水溶塩以外の左記化合物	ふっ化珪素	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素					ふっ化珪素	○	○	－	－	ふっ化珪素(31)			●				ふっ化珪素(31)	
7		有機ふっ素化合物		ふっ化珪素以外の左記化合物						ふっ化珪素以外の左記化合物 有機ふっ素化合物		○	－ －	－ －	－ －			●				ふっ素化合物（ふっ化水素及びその水溶性塩とふっ化珪素を除く）	ふっ素化合物：化管法制定の際、有害性が低いとしてフッ化水素及びその水溶性塩以外は対象とされなかった（H11.11.4、H12.2.1議事録）。また、水質汚濁防止法の対象物質である。
8	鉛及びその化合物				鉛及びその化合物		鉛及びその化合物	鉛及びその化合物	鉛及びその化合物	鉛及びその化合物	○	○	鉛(304)・鉛化合物(305)	－	－				●			－	
9	窒素酸化物				窒素酸化物								－	－	－			●				窒素酸化物	PRTR法制定の際に大防法で規制があるため重複規制はしないとして対象とされなかった（H12.2.9　議事録）※大気汚染防止法の排出規制・総量規制対象
10	ダイオキシン類				ダイオキシン類								ダイオキシン類(243)	－	－				●			－	
11	アクリロニトリル					アクリロニトリル							アクリロニトリル(9)	－	－				●			－	
12	エチレンオキシド					エチレンオキシド							エチレンオキシド(56)	－	－				●			－	
13	六価クロム化合物					六価クロム化合物	六価クロム化合物	六価クロム化合物	六価クロム化合物	六価クロム化合物		○	六価クロム化合物(88)	－	－				●			－	
14	クロロエチレン					クロロエチレン	クロロエチレン（別名塩化ビニル）	クロロエチレン（別名塩化ビニル）	クロロエチレン（別名塩化ビニル）	クロロエチレン（別名塩化ビニル）		○	クロロエチレン(94)	－	－				●			－	
15	クロロホルム					クロロホルム							クロロホルム(127)	－	－				●			－	
16	１，２－ジクロロエタン					１，２－ジクロロエタン	１，２－ジクロロエタン	１，２－ジクロロエタン	１，２－ジクロロエタン	１，２－ジクロロエタン		○	１，２－ジクロロエタン(157)	－	－				●			－	
17	ジクロロメタン					ジクロロメタン	ジクロロメタン	ジクロロメタン	ジクロロメタン	ジクロロメタン	○	○	ジクロロメタン(186)	－	－				●			－	
18	水銀及びその化合物					水銀及びその化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		○	水銀及びその化合物(237)	－	－				●			－	
19	テトラクロロエチレン					テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン	○	○	テトラクロロエチレン(262)	－	－				●			－	
20	トリクロロエチレン					トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	○	○	トリクロロエチレン(281)	－	－				●			－	
21	ニッケル化合物					ニッケル化合物				ニッケルカルボニル	○		ニッケル化合物(309)	－	－				●			－	
22	砒素及びその無機化合物					砒素及びその無機化合物	砒素及びその化合物	砒素及びその化合物	砒素及びその化合物	砒素及びその化合物		○	砒素及びその無機化合物(332)	－	－				●			－	
23	有機砒素化合物											○	－	－	－			●				有機砒素化合物	PRTR法制定の際、毒性が低いとして対象とされなかった（H11.11.4　議事録）
24	１，３－ブタジエン					１，３－ブタジエン							１，３－ブタジエン(351)	－	－				●			－	
25	ベリリウム及びその化合物					ベリリウム及びその化合物							ベリリウム及びその化合物(394)	－	－				●			－	
26	ベンゼン					ベンゼン	ベンゼン	ベンゼン	ベンゼン	ベンゼン	○	○	ベンゼン(400)	－	－				●			－	
27	ホルムアルデヒド					ホルムアルデヒド				ホルムアルデヒド	○		ホルムアルデヒド(411)	－	－				●			－	
28	マンガン及びその化合物					マンガン及びその化合物							マンガン及びその化合物(412)	－	－				●			－	
29	シアン化合物	有機シアン化合物					シアン化合物	シアン化合物	シアン化合物	有機シアン化合物 錯塩及びシアン酸塩である左記化合物		○	－ －	－ －	－ －			●				シアン化合物（無機シアン化合物のうち錯塩及びシアン酸塩と有機シアン化合物）	PRTR法制定の際、有害性が低いとして対象とされなかった（H11.11.4　議事録）
30		無機シアン化合物	錯塩及びシアン酸塩である左記化合物 シアン化水素							シアン化水素 錯塩及びシアン酸塩を除く左記化合物	○	○	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）	－ －	－ －				●			－ －	
31	パラチオン						有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る）	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る）	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る）	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る）		○	－	－	－					●		パラチオン	農薬としての販売・使用禁止（農取法）
32	メチルパラチオン											○	－	－	－					●		メチルパラチオン	農薬としての販売・使用禁止（農取法）
33	メチルジメトン											○	－	－	－						●	メチルジメトン	農薬の登録失効（農薬情報登録提供システムより）
34	ＥＰＮ											○	ＥＰＮ(48)	－	－				●			－	
35	ＰＣＢ						ＰＣＢ	ＰＣＢ	ＰＣＢ	ＰＣＢ		○	ＰＣＢ(406)	－	－				●			－	
36	四塩化炭素						四塩化炭素	四塩化炭素	四塩化炭素	四塩化炭素		○	四塩化炭素(149)	－	－				●			－	
37	１，１－ジクロロエチレン						１，１－ジクロロエチレン	１，１－ジクロロエチレン	１，１－ジクロロエチレン	１，１－ジクロロエチレン		○	１，１－ジクロロエチレン(158)	－	－				●			－	
38	シス－１，２－ジクロロエチレン						シス－１，２－ジクロロエチレン	シス－１，２－ジクロロエチレン	シス－１，２－ジクロロエチレン	シス－１，２－ジクロロエチレン		○	シス－１，２－ジクロロエチレン(159)	－	－				●			－	
39	トランス－１，２－ジクロロエチレン						トランス－１，２－ジクロロエチレン	トランス－１，２－ジクロロエチレン	トランス－１，２－ジクロロエチレン	トランス－１，２－ジクロロエチレン		○	トランス－１，２－ジクロロエチレン(24)	異性体(種)：トランス－１，２－ジクロロエチレン(24)	－				●			－	
40	１，１，１－トリクロロエタン						１，１，１－トリクロロエタン	１，１，１－トリクロロエタン	１，１，１－トリクロロエタン	１，１，１－トリクロロエタン		○	１，１，１－トリクロロエタン(278)	－	－				●			－	
41	１，１，２－トリクロロエタン						１，１，２－トリクロロエタン	１，１，２－トリクロロエタン	１，１，２－トリクロロエタン	１，１，２－トリクロロエタン		○	１，１，２－トリクロロエタン(280)	－	－				●			－	
42	１，３－ジクロロプロペン						１，３－ジクロロプロペン	１，３－ジクロロプロペン	１，３－ジクロロプロペン	１，３－ジクロロプロペン		○	１，３－ジクロロプロペン(179)	－	－				●			－	
43	チウラム						チウラム	チウラム	チウラム	チウラム		○	チウラム(268)	－	－				●			－	
44	シマジン						シマジン	シマジン	シマジン	シマジン		○	シマジン(113)	－	－				●			－	
45	チオベンカルブ						チオベンカルブ	チオベンカルブ	チオベンカルブ	チオベンカルブ		○	チオベンカルブ(147)	－	－				●			－	
46	セレン及びその化合物						セレン及びその化合物	セレン及びその化合物	セレン及びその化合物	二酸化セレン	○	○	セレン及びその化合物(242)	－	－				●			－	
47	ほう素						ほう素及びその化合物	ほう素及びその化合物	ほう素及びその化合物	ほう素及びその化合物		○	－		－			●				ほう素	H20のPRTR法対象物質見直しの際、有害性情報の精査により、対象物質から除外された。（H20　資料3-1　表P14,P19）
48	ほう素化合物											○	ほう素化合物(405)	－	－				●			－	
49	アンモニア									アンモニア	○	○	－	－	アンモニア（アンモニア水を含む。）(2)							－	
50	アンモニウム化合物						アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニウム化合物		○	－	－	－			●				アンモニウム化合物	
51	亜硝酸化合物									亜硝酸化合物		○	－	－	－			●				亜硝酸化合物	水質汚濁防止法の排出基準・総量規制基準あり（窒素酸化物の選定除外の考え方を基に除外）
52	硝酸化合物									硝酸化合物		○	－	－	－			●				硝酸化合物	
53	１，４－ジオキサン						１，４－ジオキサン		１，４－ジオキサン	１，４－ジオキサン		○	１，４－ジオキサン(150)	－	－				●			－	
54	アクロレイン									アクロレイン	○		アクロレイン(10)	－	－				●			－	
55	黄燐									黄燐	○		－	－	－			●				黄燐	平成20年度条例独自物質見直し時に削除
56	クロルスルホン酸									クロルスルホン酸	○		－	－	クロルスルホン酸(8)							－	
57	五塩化燐									五塩化燐	○		－	－	五塩化りん(12)							－	
58	三塩化燐									三塩化燐	○		－	－	三塩化りん(13)							－	
59	臭素									臭素	○		臭素(234)　→　見直し後2種に	臭素(234)	－				●			－	
60	二酸化硫黄									二酸化硫黄	○		－	－	二酸化硫黄（燃焼生成物を除く。）(27)							－	
61	二硫化炭素									二硫化炭素	○		二硫化炭素(318)	－	－				●			－	
62	ピリジン									ピリジン	○		ピリジン(342)	－	－				●			－	
63	フェノール									フェノール	○		フェノール(349)	－	－				●			－	
64	ホスゲン									ホスゲン	○		－	－	－			●				ホスゲン	H20のPRTR法対象物質見直しの際、有害性情報の精査により、対象物質から除外された。（H20　資料3-1　表P14　資料3-2　表P24）
65	メタノール									メタノール	○		－	－	メタノール(35)							－	
66	硫化水素									硫化水素	○		－	－	硫化水素(40)							－	
67	硫酸（三酸化硫黄を含む）									硫酸（三酸化硫黄を含む）	○		－	－	硫酸（三酸化硫黄を含む。）(41)							－	
68	燐化水素（別名ホスフィン）									燐化水素（別名ホスフィン）	○		－	－	りん化水素(43)							－	
															アルミニウム（粉状のものに限る。）(1)		●					－	削除（条例の他規制の対象でない）
															イソオクタン(3)		●					－	削除（条例の他規制の対象でない）
															イソホロン(4)		●					－	削除（条例の他規制の対象でない）
															キャプタン(7)	●						－	削除（見直し後、法第１種へ）
															クロロプレン(9)		●					－	削除（条例の他規制の対象でない）
															コールタール(10)		●					－	削除（条例の他規制の対象でない）
															コールタールピッチ(11)		●					－	削除（条例の他規制の対象でない）
															ジエタノールアミン(14)	●						－	削除（見直し後、法第１種へ）
															ジエチルサルフェート(15)	●						－	削除（見直し後、法第２種へ）
															シクロヘキサノン(16)		●					－	削除（条例の他規制の対象でない）
															ジメチルアミノエタノール(17)							－	継続（事故原因物質として独自条例の対象物質に選定）
															N,N-ジメチルエチルアミン(18)							－	継続（事故原因物質として独自条例の対象物質に選定）
															1,1-ジメチルグアニジン(19)							－	継続（事故原因物質として独自条例の対象物質に選定）
															臭素化ビフェニル（臭素数が二から五までのもの及びその混合物を除く。）(20)		●					－	削除（条例の他規制の対象でない）
															硝酸(21)		●					－	削除（条例の他規制の対象でない）
															タルク（アスベスト様繊維を含むものに限る。）(22)		●					－	削除（条例の他規制の対象でない）
															炭化けい素（繊維状のものに限る。）(23)	●						－	削除（見直し後、法第１種へ）
															テトラヒドロフラン(24)	●						－	削除（見直し後、法第１種へ）
															テトラメチルエチレンジアミン(25)							－	継続（事故原因物質として独自条例の対象物質に選定）
															トリメチルアミン(26)	●						－	削除（見直し後、法第１種へ）
															パラ－ニトロトルエン(28)		●					－	削除（条例の他規制の対象でない）
															フタル酸ジメチル(29)		●					－	削除（条例の他規制の対象でない）
															オルト－フタロジニトリル(30)		●					－	削除（条例の他規制の対象でない）
															２－ブトキシエタノール(33)	●						－	削除（見直し後、法第１種へ）
															マグネシウム(34)		●					－	削除（条例の他規制の対象でない）
															メチルイソブチルケトン(36)	●						－	削除（見直し後、法第１種へ）
															メチルエチルケトン（別名ＭＥＫ）(37)		●					－	削除（条例の他規制の対象でない）
															メチル－ターシャリ－ブチルエーテル(38)		●					－	削除（条例の他規制の対象でない）
															ヨウ化メチル(39)		●					－	削除（条例の他規制の対象でない）
															硫酸ジメチル(42)	●						－	削除（見直し後、法第１種へ）
															ロックウール(44)		●					－	削除（条例の他規制の対象でない）